

熊本労働局版 令和4年9月から原材料高騰等に対応するため

「業務改善助成金」が拡充されました

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備（※1）、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と熊本県地域別最低賃金 853円(R4.10.1) との差額が 30円以内[883円以下]	事業場内の最低賃金が 870円以上 920円未満 4／5 生産性要件を満たした場合は 9／10 (※2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	事業場規模100人以下 (※2) 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。	870円未満 9／10
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	事業場規模100人以下 (※2) 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。	870円未満 9／10
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	事業場規模100人以下 (※2) 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。	870円未満 9／10
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

(※1) PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車など「生産量要件」又は「物価高騰等要件」に該当した場合は対象になります。

「生産量要件」：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者

「物価高騰等要件」：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が前年の同じ月に比べて3%ポイント以上低下している事業者

◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請期限は令和5年1月31日までです。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
熊本労働局雇用環境・均等室に
提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

審査

労働局に
事業実施結果を
報告

支給

お問い合わせ先

～お気軽にお問い合わせください～

◆ 業務改善助成金センター

電話番号 : **0120-366-440** (受付時間 平日8:30~17:15)

◆ 熊本働き方改革推進支援センター

熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7 電話番号 : **0120-04-1124**

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店、八代支店の窓口にお問い合わせください。



[参考：業務改善助成金特例コースのご案内]

特例コースの概要

■ 申請期限：令和5年1月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している事業者や、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者が、令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率：**4 / 5**

助成上限額：

引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など（※PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象）
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など